また、「ひかりの輪」は、本団体において、両サリン事件の動機に関連する「日本シャンバラ化計画」の具体的内容として掲げられた「ロータス・ヴィレッジ構想」（全てが真理に基づいた生活を送ることのできる本団体の村を建設すること）と実質的に同内容である「ＳＣＥＨＮ構想」を提唱しており、実質的に「日本シャンバラ化計画」を提持しているといえる。

そして、第八回期間更新決定後も、構成員が、「タントラ・ヴァジラヤーナ」及び殺人（「ポアー」又は「ポワ」）を肯定する発言をしているという事情も認められる。

以上によれば、「ひかりの輪」は、現在も、本団体の教義を維持し、これに含まれる殺人を勧める「綱領」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第四号の要件に該当する。

(4)　法第五条第一項第五号の要件（他に団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること）該当性

前記３・(二)・(3)で述べたとおり、「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性」とは、現時点において、同行為に関する危険な「要素」を保持しているかどうかを問題とするものであるところ、「ひかりの輪」については、麻原の指示を踏まえて「別団体」として設立され、麻原が創設等した組織構造、修行体系及び崇拝対象を継承・維持しており、これらの点で、今なお、麻原の意思を推し量りながら活動を続けているものであることなどの事情が認められることに加え、

ア　前記(1)・イ、ウ及びエで述べた組織構造や修行体系等の基礎的ないし本質的部分を維持しているにもかかわらず、「脱麻原」を標ぼうし、上祐がトークイベント等においてあえて本団体との同一性を否定するかのような発言をするなど、その活動手法が欺まん的で巧妙であること

イ　上命下服の組織運営を行い、管理下の施設に出家した構成員を居住させ、その生活を管理統制しているほか、地域住民と融和せず隔絶した生活をするなど、本団体が両サリン事件の計画・準備を組織的かつ秘密裏に行うことを可能にしたのと同様の上命下服の閉鎖的な組織構造を維持していること

ウ　本団体による「炭疽菌事件」や「サリン量産プラント建設事件」などで重要な役割を果たした上祐が一貫して代表者の地位にあり続けている上、本団体が引き起こした一連の事件により検察官に事件送致された者や両サリン事件当時に構成員であった者を構成員として多数擁していること

エ　麻原の意思・指示に従い、設立当初から「Aleph」構成員の受皿となることを目的とし、「Aleph」構成員の脱会支援と称しながら、同構成員の取り込みを図っており、今後、順調に受皿化が進んだ場合には、更に有力な勢力となるおそれがあること

オ　前記３・(二)・(3)・キで述べたとおり、諸外国において、本団体がテロ組織に認定され、活動の禁止等の規制が実施されていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、「ひかりの輪」は、現在も、団体の属性として、無差別大量殺人行為に関連性を有する危険な「要素」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第五号の要件に該当する。

6　法第五条第四項の要件（引き続き団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められること）該当性

本団体については、

(一)　現在も、閉鎖性・欺まん性が顕著であること

(1)　「Aleph」の閉鎖性・欺まん性が顕著であること

ア　「Aleph」は、出家した構成員を管理下の施設に集団居住させ、地域住民との交流や接触をほとんど行わず、親族との縁を絶つことの重要性や外部の情報を遮断する必要性を強調しており、また、立入検査に対しては、組織ぐるみで対抗措置を講じ、あからさまな非協力姿勢を徹底している上、施設への立入りそのものを拒むなど、閉鎖性が顕著であること

イ　要報告事項の一部を報告せず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことなどから、令和五年三月以降、八度にわたる再発防止処分を課されただけでなく、当該処分下においても、なお一部不報告を繰り返すとともに、当該処分を潜脱しようとする行為もみられたほか、構成員が当該処分違反行為等に及び、刑事告発を受けるなど、欺まん性が顕著であること

(2)　「山田らの集団」の閉鎖性・欺まん性が顕著であること

ア　「山田らの集団」は、山田ら出家した構成員を管理下の施設に居住させ、地域住民との接触を避けるなど外部に活動状況を秘匿しており、立入検査に対しては、組織ぐるみで対抗措置を講じ、非協力姿勢を徹底するなど、閉鎖性が顕著であること

イ　観察処分から免れることを企図して活動目的を偽ろうとしたり、「役職員」を始めとする要報告事項について一部不報告を続けたりするなど、欺まん性が顕著であること

(3)　「ひかりの輪」の閉鎖性・欺まん性が顕著であること

ア　「ひかりの輪」は、出家した構成員を管理下の施設に居住させ、私有財産を制限しているほか、地域住民と融和せず隔絶した生活を送り、また、立入検査に対し組織ぐるみで対抗措置を講じて非協力姿勢を示すなど、閉鎖性が顕著であること

イ　外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」の推進はもとより、勧誘活動につながる「Aleph」の構成員の脱会支援と称する活動、崇拝対象をなくし「思想哲学を学ぶ教室」であるとの主張、独立性に疑問がある「監査委員」が行うとされる「外部監査」の取組など、対外的に偽りの姿を示して社会を欺こうとしており、また、「構成員」等の要報告事項の一部不報告を続けるなど、欺まん性が取り分け顕著であること

(二)　前記３・(二)・(3)・キで述べたとおり、諸外国において、本団体がテロ組織として認定され、活動の禁止等の規制が実施されていること

(三)　本団体と同一性を有する団体の一部につき観察処分の期間更新がされなかった場合、そのような団体が期間更新された団体から流出した構成員の受皿となれば、それにより勢力を拡大した団体の活動状況や危険性の有無等の把握が困難となるところ、「山田らの集団」は、「Aleph」からの分派・分裂の際、自分たちの宗教的理念に賛同する者を受け入れる旨の意思を明示しており、また、「ひかりの輪」は、麻原の意思・指示を受けて、「Aleph」の構成員の受皿となる意思を持って設立され、観察処分を免れて、本団体を存続させるために、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」を続けながら、現実に「Aleph」の構成員の取り込みを企図しているのであるから、「山田らの集団」又は「ひかりの輪」について観察処分の期間を更新しなかった場合には、勢力を拡大したこれら団体の活動状況や危険性の有無等の把握が困難となるおそれが大きいこと

(四)　本団体の活動が、両サリン事件の被害者及びその遺族や、管理下の施設の地域住民の理解を全く得られておらず、これらの者から不安の声が多く寄せられ、そうしたことも理由として、関係地方公共団体等が観察処分の期間更新等を強く求めていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、主要三団体は、いずれも、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認められ、法第五条第四項の要件に該当する。

三

1　陳述書の提出先

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号
中央合同庁舎六号館赤れんが棟
公安審査委員会

2　陳述書の提出期限

令和八年十一月三十日正午